

青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する 論点とその解決に向けた方向性

平成28年7月29日

青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース

目次

- (1) 関係者の理解力の向上や普及啓発の重要性 - 2 -
- (2) 利用者・事業者双方にとって使いやすいフィルタリングの実現 - 6 -
- (3) 青少年のインターネット利用環境整備のための体制の整備 - 11 -

1. 啓発活動の在り方について①

【検討項目】

- 各事業者による啓発活動については、水準の確保や効率的な展開等、関係者間の一層の協力を含む効率化が必要ではないか。

【主な意見】

<啓発教材>

- フィルタリングの設定自体ではなく、自分の安全を守ることが目標であり、青少年自身が判断できるリテラシーを育てる取組が必要。わかりやすい実例で伝わる内容を具体的な教材として提供できるようにしなければならない。
- 各事業者の啓発教材については、一覧性のある公表方法や、外部利用の促進、教育機関や自治体等で簡単に利用できるような用途の拡大を検討すべき。

<啓発講座>

- 啓発活動は既になかなりの回数取り組まれており、今後は規模の増加よりも内容の改善を図るべきではないか。

<共通>

- 多様な関係者の役割を位置づけ、一体的取組みを促進するとともに、民間主導での戦略的かつ効果的で持続可能な取組みの検討を推進していく。
- 青少年を対象とした広報として、青少年が使用するサービスを使つての広報を検討すべきではないか。



1. 啓発活動の在り方について①

【議論のとりまとめ】

- 各事業者・団体が実施している各種啓発活動については、今後、「量」とともに「質」を重視することを目指すとともに、多様な主体へのアプローチや、関係者間の一層の連携・協働を進めるべきである。
- 具体的には、各事業者及び関係団体は、以下の点に重点的に取り組むことで、啓発活動の水準向上や効率的展開に努めるべきである。

<啓発教材>

- ・様々な主体から提供されている教材について一定レベル以上の水準を確保するため、教材に掲載することが望ましい必須項目(※)を、関係機関が主体となって洗い出し、何かしらの基準(又はメルクマール)を策定する ※実例を含む情報モラル育成に向けた内容、フィルタリングの有効性 等
- ・全般的な啓発教材の充実・現行化を促す観点から、作成主体自らによる教材の自己点検を早急に実施する
- ・学校や自治体、個人が、一定水準を満たす教材を自由に選択し使用できる環境を実現するため、各団体・事業者が定める教材の他者への使用基準の見直しを行うとともに、これらの情報の集約とウェブサイト等を活用した公表・周知を積極的に行う

<啓発講座>

- ・同様に、各事業者が行う各種啓発講座についても、時期、場所、対象や内容を含む情報を集約の上、ウェブサイト等を活用した公表・周知を行うとともに、関係機関において可能な範囲で効率的な実施に向けた仲介・調整を行う

<その他共通事項>

- ・更に、学校や自治体、個人が、適切な教材・講座を利用できるよう、教材内容の水準を満たすとともに公表されている教材・講座に対して、関係機関による共通のマークを付与することについての実現可能性の検討を開始する
- ・各団体、関係者間においてキーメッセージの統一や、青少年の利用するメディア等を用いた共同での広報等を実施する

(1) 関係者の理解力の向上や普及啓発の重要性

1. 啓発活動の在り方について②

【検討項目】

○青少年のインターネット利用について、青少年自身のリテラシー向上のみならず、教える立場となる保護者や教育関係者のリテラシー向上についても、検討すべきではないか。

【主な意見】

- 保護者に関する論点は①フィルタリングの必要性の認識と、②フィルタリングの設定知識。②について保護者に現状の設定方法を理解させるというのは難しいが、①はリテラシーの向上で対応できるのではないか。
- 携帯の管理者は保護者のため、保護者の判断に委ねるのが一般的。フィルタリングは必要だが、大前提として大人や子供が判断力を身につけるべきである。
- 自分の子供に限っては危険なことに巻き込まれないと考え、カスタマイズ機能も知らずフィルタリングが不要だと考えてしまう。保護者の知識不足でフィルタリングを解除してしまうことがある。
- 保護者に対してフィルタリングの必要性を伝えるにはどのようなツール・体制が必要か。早急かつ重要事項として取り組む必要がある。
- フィルタリングは保護者に義務付けられているものではあるが、小中学生に本当に届くようにするためには、情報モラルに関する教育の一環として少しでも扱えるようになるとよい。
- フィルタリングの意義・利用の必要性はフィルタリングを提供する側が説明すべき事項。学校やPTA等の場では、そういったものがあることを紹介し、保護者に対し「利用するように」と言っていたのがよい。
- 学校だけでなく教育委員会等の関係者へのフォローも必要。
- 実際に親子と対峙する販売店のスタッフが、フィルタリングの重要性を認識することでも利用率は上がる。ショップスタッフへのフィルタリングに関する研修や、事業者の行うケータイ教室の質の向上を図るべきではないか。



1. 啓発活動の在り方について②

【議論のとりまとめ】

- スマートフォンの普及等に伴い、青少年の利用形態が一層複雑化・多様化している現状を踏まえると、保護者のリテラシー向上に向けた具体的な方策を早急には実施することは極めて重要である。
- 同様に、教育関係者や地域において青少年の保護に関わる関係者等についても、青少年に対し適切な指導ができるようにするための環境を整えることも重要である。
- 具体的には、各団体・事業者が実施している各種啓発講座については、従前以上に保護者・教育関係者の理解向上に配慮した取組を実施すべきである。
- 特に、マルチメディア振興センターを事務局として実施されているe-ネットキャラバンについては、平成18年度以降、延べ200万人を対象に展開してきた実績を鑑みるに、青少年向けに加えて保護者・教育関係者のリテラシー向上を目的とした新たな講座の創設を検討するなど、対象に応じた啓発活動を充実させるべきである。
- 上記の取組みと併せて、総務省及び文部科学省は、引き続き、都道府県及び教育委員会等に対し啓発活動の推進を働き掛けるべきである。
- また、携帯電話の販売店は、保護者や地域住民と直接接する機会を持つなど、幅広い層へのリテラシー向上を図る上で重要な役割をもつと考えられることから、携帯電話事業者及び販売代理店は、販売代理店スタッフに対するフィルタリング利用に関する研修の充実や、地域での啓発活動への積極的な協力・貢献を図るべきである。

2. 使いやすいフィルタリングの実現について①

【検討項目】

○設定の複雑化/長時間化や、使い勝手の悪さも、保護者がフィルタリングの設定を回避する理由のひとつとなっているのではないか。この場合、現在のフィルタリングの仕組みの変更を検討すべきではないか。

【主な意見】

- フィルタリングに関して、契約説明の際に拘束時間が長い、時間制約があるといった理由で、必要だが不要と断られることがある。
- iOSの機能制限を活用するのが設定時間の軽減、キャリア統一的なフィルタリングの提供につながり、事業者間での説明内容の共通化も図ることができるが、OS事業者を含む関係者との継続的な協議の場を設ける必要がある。
- Androidについては、現状のプリインストールによる設定の簡略化が将来的にも持続されるよう、OS事業者との間での協力体制の構築が不可欠。
- OS事業者のブラウザの閲覧制限や、アプリのペアレンタルコントロールなどは、一般的にグローバルに全て同じ基準で提供されているが、日本独自の取扱いについては可否の検討も含めて今後の課題。
- 各社のサービスの名称が難しくバラバラであることが、保護者の理解の妨げにもなっている。「有害情報アクセス制限」ではなく、スマホ時代に適した各社統一の名称に変更できないか。
- OSの機能でフィルタリングを提供できれば、MVNOや通信事業者が変更された場合でも齟齬が起きないというメリットもあるのではないか。
- 18歳未満の学割に関して、フィルタリングとセットという体制がつかれないか。保護者の考えるきっかけや、普及率の向上につながるのではないか。



2. 使いやすいフィルタリングの実現について①

【議論のとりまとめ】

《OS機能の活用》

- フィルタリングの利用率の向上を図る上では、契約時の説明及び設定の複雑化・長時間化がボトルネックのひとつになっている。
- 上記の問題を解消するための方策のひとつとして、スマートフォン上のOS機能を活用したフィルタリングの導入の実現可能性について検討することが適当である。
- 但し、上記の仕組みが実現するためには、以下の事項についても併せて確保されることが不可欠であり、関係者間で早急に議論を開始すべきである。
 - ・フィルタリング対象に我が国独自の事情や青少年の使用実態を的確に反映させるための仕組みの確立
 - ・その前提としてのフィルタリング対象の見直し(次項2. ②参照)

《携帯電話事業者が提供する仕組みの改善》

- 現在、各携帯電話事業者が提供しているフィルタリングサービスについても、より使い勝手の良いサービス・アプリ、青少年の使用実態に合わせたフィルタリングの実現に向けた検討を行うべきである。(フィルタリングの対象については次項2. ②参照)
- 併せて、パンフレットや動画などを用いた説明内容の充実についても検討すべきである。(必要に応じて、統一化についても併せて検討)
- また、各事業者共通で、青少年にわかりやすく受け入れられやすいコンセプトや名称の作成も検討すべきである。
- 更に、中期的な課題として、事業者間で共通化・統一化することで効率的・効果的なフィルタリングの実現に資する事項についても検討・整理をおこなうべきである。
- 学割等の携帯電話事業者の提供するサービスとの連動については、青少年インターネット環境整備法の趣旨も踏まえた上で、携帯電話事業者において検討を行うべきである。

2. 使いやすいフィルタリングの実現について①

【議論のとりまとめ】

《SIMフリー・MVNO端末の扱い》

- 携帯電話事業者及びMVNO事業者は、SIMフリー・SIMロック解除端末や中古端末等での簡便かつ効率的なフィルタリングの導入の仕組みについて検討すべきである。
- MVNOについては、今後、青少年においても利用の拡大が想定される場所、MVNO事業者による簡便なフィルタリングの提供方策について関係者を中心に議論することが望まれる。

2. 使いやすいフィルタリングの実現について②

【検討項目】

○青少年において、フィルタリングの必要性は認識されているものの利用率が低く、青少年の使用実態とフィルタリングの対象に乖離があるのであれば、フィルタリング対象の見直しを検討すべきではないか。

【主な意見】

- 携帯事業者の違いや所有するスマホのOSの違いで、同じアプリでも使える子どもと使えない子どもがでてくる点や、年齢に応じた適切なフィルタリング環境の整備ためには、共通した基準づくりが非常に重要となる。その際、ニーズはあるが制限されるサービスが、本当に使わせても良いサービスなのか検討が必要。
- 青少年にとってインフラ化したサービス・アプリをフィルタリング対象から外すこととする場合、それを提供する事業者に対し一定の措置を求めることなどの策が必要ではないか。
- フィルタリングは違法、有害なコンテンツを制限するというよさもあるが、仕組みとしてオーバーブロッキングというデメリットもあることは理解した上で議論をすすめるなければならない。
- OSの機能制限を使用するためには、日本独自の基準やユーザーニーズにマッチしたブロック設定をOS事業者に反映いただくかなければならない。そのためには、フィルタリングに何を求めるのか、リテラシーで対処すべきものなのか、といった点の整理や、OS事業者との協議が必要ではないか。
- フィルタリングについての日本とアメリカの考え方は、交流機能のあるもので異なっている。アメリカでは性犯罪者に対する厳しい法規制があり、アメリカのサービスはそれを前提として考えられているため、フィルタリングの中身の検討・仕分けに際しては法制度の違いを考える必要がある。
- 日本基準、グローバル基準という形で分けずに、個別内容次第で日本側も歩み寄ることも必要ではないか。お互いに歩み寄ることに社会的理解を得る必要がある。
- グーグルはIARCという国際レイティング機関の基準に移行しているが、この基準については審査機関がそれぞれの国で認められることになっている。将来を見据えて日本全体としてカバーしていく活動が必要。



2. 使いやすいフィルタリングの実現について②

【議論のとりまとめ】

《フィルタリング対象の見直し》

- 既存のフィルタリングの対象については、青少年の使用実態との乖離が解除理由のひとつになっていたり、携帯事業者やスマホのOSの違いによって同じアプリでも使える子どもと使えない子どもが出てくる点が問題となっている。
- (1) 青少年のニーズと利用形態に合致したフィルタリングの実現と、コンテンツのオーバブロックへの対応、及び、(2)①で掲げたOS機能の活用を図る上では、現行のフィルタリング対象の見直しについても検討を進めることが適当である。
- 具体的には、以下の論点について、有識者も交えた関係者間での議論を早急に開始するとともに、これと並行してその運用体制の在り方についても検討し、一定の結論を得るべきである。
 - ① 青少年の使用実態やグローバルな基準も視野にいれた対象の見直し
(具体的な基準についての基本的な考え方の整理)
 - ② 学齢に応じたフィルタリングの在り方とその具体的な導入方策
 - ③ 上記①及び②を進めるうえでの現行の仕組みの見直し 等
(申請に基づく個別認定の仕組みの改善、ウェブサイト・アプリに対する継続的なモニタリングの実施、サイト・アプリ提供事業者による青少年保護に向けた一定の措置の実施、等)
 - ④ その他機関(行政機関や、ゲームなどのレーティングを行う機関等)との連携

3. 青少年のインターネット利用環境整備のための体制整備

【検討項目】

○上記のような課題に対し、今後関係者がどのような役割を果たし、どのような体制を確立していくべきなのか。

【主な意見】

- EMA認定以外のサービスについて評価・情報提供を行うためには、社会あるいは関係者全体による体制構築が必要。
- スマートフォン時代になり、OS・アプリ事業者等、機能分化が進んだことで、キャリアの役割にも制約がある。使い勝手のよいフィルタリングの提供には、関係者間の協力体制が必要。
- フィルタリングの仕組みの見直しについて、携帯電話事業者、EMA、安心協による連携体制を作り、早急に検討を進めたい。啓発についても、内容も含めて安心協において各関係者とともに検討を進めたい。
- 自分の携帯電話を持たない低年齢の子供たちへの対応策として、キッズモードとして切り替えられるような機能はできないか。
- スマホを使用する際、家では固定ブロードバンドを使用したWi-Fi接続、外では携帯回線接続、カフェに入れば公衆Wi-Fiがある。青少年のスマホ利用の動線をトータルで考えることはできないか。



(3) 青少年のインターネット利用環境整備のための体制の整備

3. 青少年のインターネット利用環境整備のための体制整備

【議論のとりまとめ】

《新たな体制の構築》

- 1及び2を実現するためには、関係各団体の役割分担を一層明確化した上で、フィルタリングと啓発の役割分担も踏まえ、我が国全体としての効果的な青少年保護のための体制の確立を目指すべきである。
- そのためには、全体的な事務の効率化／費用の節減、重複する事務の排除、重点化すべき施策の抽出といった検討事項に加え、青少年の使用がフィーチャーフォンからスマートフォンへ変化してきたことに合わせた青少年保護に携わる関係者の役割の変化への対応や、我が国独自の事情や青少年の使用実態をフィルタリング対象に的確に反映させるための仕組みの必要性等を念頭に、新たな体制の整備に向けた関係団体間での具体的な議論を行うべきである。

《実現のための方策・スケジュール》

- 1に記した啓発活動の見直しや、2に記した新たなフィルタリングの仕組みの実現については、来年春の実現(運用開始)を目標に具体的な検討を進めるべきである。
- 特に、①フィルタリングの対象の見直し、②フィルタリング対象の的確な反映、③①及び②を運営する体制の在り方については、早急に関係者による議論の場を立ち上げ、可能な限り年内に一定の方向性を出すことが望まれる。

《その他の課題》

- 以下の項目の実現可能性についても、関係者間で引き続き検討されることが望まれる。
 - ・青少年のインターネット利用の動線をトータルに考えたフィルタリング機能の在り方
 - ・低年齢の子供たちへの対応策(例:端末機能としてのキッズモードの提供 等)
 - ・フィルタリングのセキュリティ対策との協調や高齢者への普及

構成員等

構成員

浅井 和行 京都教育大学副学長
 上沼 紫野 虎ノ門南法律事務所弁護士
 宇津木 麻也子 e-ネットキャラバン専任講師
 尾上 浩一 (一社)安心ネットづくり促進協議会副会長
 尾花 紀子 ネット教育アナリスト
 岸原 孝昌 (一社)モバイルコンテンツ審査・運用監視機構理事
 曾我部 真裕 京都大学法学系(大学院法学研究科)教授【主査代理】
 中村 伊知哉 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授【主査】
 森 亮二 英知法律事務所弁護士

【オブザーバー】

株式会社NTTドコモ
 KDDI株式会社
 ソフトバンク株式会社
 (一社)全国携帯電話販売代理店協会
 (一社)テレコムサービス協会
 (一社)電気通信事業者協会
 (一財)マルチメディア振興センター
 関係省庁(内閣府、文部科学省)

開催スケジュール

会合	開催日	主な議題
第1回	平成28年4月11日(月)	○青少年のインターネット利用の現状と課題 ・安心ネットづくり促進協議会の取組み ・青少年モバイル利用環境の健全化に向けた取組 ・「e-ネットキャラバン」をはじめとした情報通信の安心安全利用に向けた取組
第2回	平成28年5月23日(月)	○青少年及び保護者の理解力の向上・フィルタリングの見直しについて ・「フィルタリング」について考える背景としての学校教育の状況 ・スマホフィルタリングの課題と対応策 ・青少年のスマートフォン利用における取組み等について ・MVNOにおけるフィルタリングの取組み
第3回	平成28年6月9日(木)	○青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備について主査提案